

令和3年度(令和2年度からの繰越分)

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に 関する事業所向けFAQ

【令和3年7月19日版】

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

申請関係

事項	問	回答
1 申請内容の変更	補助金交付申請書類に掲載していなかった物品の購入や業務委託の追加など、申請後に申請内容を変更することはできますか。	追加は認められません。 補助対象経費として認められるのは、補助金交付申請時に申請している経費だけです。
2 見積書等	見積書がとれない場合は何を提出したらよいですか。	見積書がとれない場合は、カタログの写しや、通販サイト商品ページの画面コピー等、金額や内容がわかるものを提出してください。
3 多数施設を運営している場合	対象施設を2施設以上運営している法人の場合は、施設それぞれの申請が必要になりますか。	施設毎の申請が必要です。 法人として全施設分の物品を一括して購入した場合などは、それぞれの施設ごとに分けた領収証等を添付するか、一括して発行された領収書に、どの物品がどの施設の分かがわかる明細を添付するなどしてください。
4 購入物品	前回の鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金で購入した物品と同様のものを購入出来ますか。	必要性に応じて対象となります。 ※消耗品について、前回購入した物品が不足したため再購入等の場合は対象 ※備品について、前回と同様のものを購入する際には購入理由が明確でない場合は対象外となる事もありますので、 購入前に市へご相談ください。
5 申請期限について	提出期限までに交付申請を提出できない場合どうすれば良いですか。	市へご相談ください。
6 かかり増し経費について	かかり増し経費があまり発生する見込みがない場合、申請時に必ずかかり増し経費を備品等購入経費よりも多く計上しなければならないのか。	かかり増し経費より備品等の購入経費が上回る場合は、理由書を作成、提出ください。(理由書については別添のとおり)

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

実績報告関係

事項	問	回答
1 報告時期	実績報告書類の提出をするのは、履行期限である令和4年3月31日以降ですか。	令和4年3月31日まで待つ必要はありません。 交付申請時に申請書類に掲載している品目の購入や委託業務等が完了し、必要書類が揃った時点で実績報告書類を提出してください。
2 領収書等	実績報告書に添付する納品書や領収書について、注意することはありますか。	当該事業者が当該事業所の備品等を購入したことを確認することから、 ①宛先が補助金交付決定を受けた者であること ②当該事業所に履行されたことがわかること ③領収書を交付したものが個人ではなく事業者であること ④履行日が記載されているもの ⑤購入品目が記載されていることが必要です。 【注意事項】 例) 学童で購入した物品の領収書が園宛ての領収書になっている場合、差替えが必要となりますのでご注意ください。
3 領収書等	領収書がない場合は、領収書の代わりとして、「払込依頼書」及び「払込受領書」を提出すればよいですか。	かまいません。回答2①～⑤が確認できる書類を原則とし、1つの書類で確認できない場合は、他の書類を併せて提出してください。
4 領収書等	実績報告時に提出する領収書について、対象経費ではない物品が含まれている場合は、その旨がわかるように書類を提出すればよいですか。	すでに受領された領収書等については、そのとおりの対応でかまいません。なお、今後受領するものについては、極力、対象経費のみが記載してある領収書となるようにしてください。
5 かかり増し経費について	申請時はかかり増し経費を計上していたが、実績ではかかり増し経費が発生しなかった。その場合、物品購入費等は全額補助対象外となってしまうのか。	交付決定時に計上されたものについては、対象となります。

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

対象経費関係

事項	問	回答
1 対象経費	感染拡大防止のための経費とはどのようなものですか。	<p>○利用者が直接的に使用する衛生用品等の購入 (マスク、手指消毒用エタノール、石鹼、うがい薬、雑巾、ペーパータオル、体温計等)</p> <p>○密閉性を回避するために購入する物品等の購入 (霧化器、空気清浄機、空気清浄機の交換フィルター等)</p> <p>○予防のための消毒等の委託経費 等 (例年実施しているような業務委託等は含まれません)</p> <p style="color: red;">※工事費や食糧費は対象となりません。</p>
2 対象経費	具体的にどのような費目の経費が対象とされるのか。	<p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品費、印刷製本費)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金が対象となります。</p> <p style="color: red;">※工事費や食糧費は対象となりません。</p>
3 対象経費	かかり増し経費とはどのような経費か。	<p>【賃金関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等 ・非常勤職員を雇上した場合の賃金 <p>※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるもの</p> <p>【物品等の購入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 <p>※物品等の例:手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウエストポーチ、ガウン、タオルなど</p> <p>※実費相当額を上限</p>

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

対象経費関係

事項	問	回答
4 対象経費	かかり増し経費については、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないか。	対象となります。 かかり増し経費については、感染症対策に関する業務であれば、勤務時間外に限るものではありません。
5 対象経費	かかり増し経費について、どのような書類を提出すればよろしいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・支払明細書等の職員に支給したこと等がわかる書類。 ※園独自の様式でも構いませんが、本市で用意した「支給調書」の参考様式も添付しておりますのでご活用ください。 ・物品等の購入支援については実費相当額を上限とし、何を購入したか分かる書類。 (領収書 等)
6 対象経費	「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、給与規定を変更しなければならないか。	必ずしも給与規定の変更を行うことを求めるものではありません。 感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。 その際、職員に支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。
7 購入期間	すでに購入した物品等も対象経費として認められますか。	令和3年4月1日以降に購入したものであれば対象経費として認められます。(ただし、領収書等の添付が必要です) ※前回の鹿屋市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金で購入した証拠書類と重複しないようご注意ください。
8 送料・配送料	インターネットで物品を購入した場合における送料や、店頭で物品を購入した場合の配送料は対象経費として認められますか。	認められます。
9 手数料	インターネットで物品を購入した場合における代引き手数料や、決済に係る手数料は対象経費として認められますか。	認められません。

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

対象経費関係

事項	問	回答
10	処分費用 新たに購入した物品を収納するにあたり、処分するものが発生した場合の、当該処分に係る費用は対象経費として認められますか。	本補助は、感染拡大防止のために購入した物品等に対する補助のため、処分等に係る費用は対象経費として認められません。
11	履行期間 購入した物品の履行について、当初は履行期限内(令和4年3月31日まで)の納品を予定していましたが、品薄等の理由により、納品が令和4年4月以降になりそうです。購入時に補助対象期間内の納品が見込まれていた場合においても、実際の納品が履行期限を超える場合は補助対象外となりますか。	令和4年3月31日までに納品・支払が完了していないものは、理由を問わず、すべて『対象外』となりますのでご注意ください。
12	申請していない経費 補助金交付申請書類に掲載していなかった物品の購入や業務の委託等は対象経費として認められますか。	認められません。補助対象経費として認められるのは、補助金交付申請時に申請している経費だけです。
13	リース・レンタル料 すでにリース・レンタルしている備品に係る賃借料は対象経費として認められますか。	認められません。現在保有する備品のみでは感染拡大防止に係る対応ができないなどの理由により、新規に導入したもののみを対象経費として認めます。
14	購入上限 物品を購入するにあたり、費目の購入上限や価格の上限等がありますか。	費目の購入上限数や価格の上限等は設定していません。ただし、感染拡大防止のための消耗品及び広報・啓発に係る費用等については、補助対象期間(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)に使用する分量の程度に限り対象経費として認めます。
15	決済方法 クレジットカード等によるキャッシュレス決済を行った購入等も、対象経費として認められますか。	認められます。ただし、個人ではなく当該事業所の備品等を購入したことを確認する必要があることから、個人名義のクレジットカード等による決済で購入したものは認められません。
16	交付対象 例えば、補助限度額30万円の施設が、40万円の備品を購入した場合、30万円が補助、10万円が園の持ち出しとなるのか。	そのとおりです。 上限額を超える金額は園の負担となります。
17	交付対象 3密回避を目的として、テーブル利用を4人で1台から2人で1台とした場合、テーブルが不足する。テーブルの購入は補助対象となるのか。	市町村と保育所がコロナの感染拡大防止のため必要と認めたものであれば、対象として差し支えありません。 (国の会検等で購入理由が説明できるものであること。)

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

対象経費関係

事項	問	回答
18 交付対象	『補助対象外』の一覧等はないのか。	一覧はありません。 (手作りマスクを製作するためのミシンの購入や屋外で遊ぶための玩具など、新型コロナ対策として緊急的に整備する必要がないと思われるものは対象外と判断された事例もあります。)
19 交付対象	マスクは大人用もこども用も対象となるのか。	対象となる。 経費区分が違う場合は分けて記載してください。
20 交付対象	工事費は対象となるのか。	工事費は対象とならないが、物品を購入して園で設置取り付けをした場合の物品購入費は対象となる。 ※事前に市への確認をお願いします。 ※領収書等への記載については、「工事費」等の記載がある場合は対象外とみなされる事もあるのでご注意ください。 (例:コロナ感染拡大防止のため手洗い場の増設を行う場合 → 設置工事をするための工事費は対象外 洗面等を購入し園独自で取り付けをする際の物品購入費は対象)
21 消毒の外部委託	消毒作業の外部委託はかかり増し経費になるか。	かかり増し経費は、施設職員に対する経費であるため、外部委託費は該当しない。保育環境改善等事業実施要綱3の⑧のイの「施設等の消毒」に該当する。
22 かかり増し経費	ワクチン接種による職員不足を補うため、非常勤職員を雇用した場合、その人件費はかかり増し経費となるか。	かかり増し経費として差し支えない。 ただし、常勤職員として雇用する場合は、ワクチン接種による欠員補填にかかる職員か、通常業務に携わる職員か区別し難いため対象外とする。
23 消耗品	マスクやタオルのように、かかり増し経費及び感染防止対策に係る経費どちらにも当てはまるものについては、どちらで計上すべきか。	職員用の消耗品については「かかり増し経費」、園児用の消耗品については「感染防止対策に係る経費」として計上してください。

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費（例）一覧

（令和2年度1・2次補正時における購入品等）

区分	説明	費目	品名
かかり増し経費 ※実施要綱 3(2)⑧ア	○施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援	保健衛生費	トートバック
		保健衛生費	エプロン
		保健衛生費	三角巾
		消耗品	ハンドクリーム
		消耗品	ハンドクリーム用詰替えチューブ
	○新型コロナ対策に伴い通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等	人件費	消毒作業等に伴う時間外手当
		人件費	非常勤職員（感染症対策衛生担当）給与
		謝金	講師謝金
		旅費	研修会場までの旅費
	○職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な研修受講に係る経費	使用料	研修会場の借上料
		負担金	研修への参加費
		使用料	研修会場の借上料
		負担金	研修への参加費
感染防止対策に係る経費 ※実施要綱 3(2)⑧イ	マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業に係る経費	備品	網戸
			空気清浄機
			おもちゃ殺菌乾燥保管庫
			折り畳みテント
			※児童一人当たりの確保面積が4㎡より小さい場合のみ対象
			自動おしぼり機
			非接触体温計
			テーブル
			消毒噴霧器
			サーキュレーター
			センサー式蛇口
			消毒液設置用スタンド
			掃除機
			※理由による（病後児保育での購入実績）
			お昼寝マット・ベッド
	C O 2 マネージャー（換気通知機）		
	抗菌便座		
	備品	備品	マスク
			アルコール消毒液
			ウェットシート
			ソープ・消毒液用ディスペンサー
			ペーパータオルディスペンサー
			卓上パーティション
			感染症予防啓発用の紙芝居
			足形マーク付きマット
			手洗い評価キット
			フェイスガード
雑巾			
委託料	委託料	施設・送迎バス消毒作業	
		光触媒による施設・送迎バス抗菌・除菌作業	

※ 工事請負費は補助対象外となります。

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金に係る質問について

その他

事項	問	回答
1 経費区分	消耗品か備品かはどのように判断できますか。	<p>【備品】…長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるもの(空気清浄器や体温計など)</p> <p>【消耗品】…主に耐久年数が1年以上で、1回限りで使い切ったり、使うにつれ量が減ってしまうもの(マスクやペーパータオルなど)</p> <p>※経費区分の判断が難しい物品についてはご相談ください。</p>
2 経費区分	収支予算書や内訳書について、市が提示の費目ではなく、保育園の会計区分で記載しても良いか。 (市:医薬材料費→保育園:保健衛生費…etc)	かまいません。
3 購入物品の取扱い	補助金を活用して購入した備品等の取扱いについて注意することはありますか。	規定に定められた期間を経過するまで、市の承認を得ずに補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄を行うことはできません。期間等の詳細については、交付決定通知の別紙に掲載いたしますのでご確認ください。